

2027年国際園芸博覧会 陳列区域政府委員事務所に係る消費税還付申告手続き支援業務委託  
質問回答書

No.	該当箇所	質問	回答
1	1. 入札参加資格 2. 業務内容 【1】「3. 業務内容(1)消費税還付手続き支援」(仕様書P11) 【2】委託者と受託者の打ち合わせ等(仕様書P14)	1. 「入札参加資格」 ①4で(1)(2)の条件のすべてを満たすこととされています。(1)の国際的な大規模イベントにおける受注実績がないと参加できないということになりますでしょうか。 ②複数事業者で受注しようとする場合、すべての事業者が「1. 税理士法人であること」「4. (1)国際的な大規模イベントにおける受注実績があること」「4. (2)経常的に相当数の外国法人消費税申告支援業務の実績を有すること」のすべての条件を満たす必要がありますでしょうか。	①そのとおりです。 ②構成する事業者のうち、いずれか1社以上がご質問にある実績を有していれば良いです。
2	1. 入札参加資格 2. 業務内容 【1】「3. 業務内容(1)消費税還付手続き支援」(仕様書P11) 【2】委託者と受託者の打ち合わせ等(仕様書P14)	2. 業務内容(複数事業者で受注する場合) 【1】複数事業者での対応(仕様書P11) 「複数事業者で受託業務範囲を分離し、当協会が当該業務範囲ごとに各事業者に別々に委託を行う形式にする事も調整可能である。」と記載されています。 複数事業者で受託する場合、どのように入札手続きを行わせて頂ければよいのか具体的に(代表する事業者だけの入札で差し支えないのか、複数事業者の共同での入札が必要となるのか、その際には同時に入札手続きを行う必要があるのか等)、入札手続きにつき、ご教示頂けますでしょうか。 【2】委託者と受託者の打ち合わせ等(仕様書P14) 複数事業者で受託する場合、複数事業者間の綿密な連携を行うことを予定していますが、委託者と受託者の定期打ち合わせなどは、複数事業者全員ではなく、代表する事業者のみ等一部の事業者が参加することでよいでしょうか。	【1】入札については、代表者となる事業者が行うことで差し支えないです。なお、共同企業体での契約をご希望の場合は、共同企業体名をお示しの上、その代表者が入札してください。開札後、具体的な契約手続きについては、協議させていただきます。 【2】ご質問の内容で特に問題無いです。
3		1 入札時に必要な提出書類は、「入札(見積)書」のみとの理解でよろしいでしょうか。 特に、お見積額の内訳が分かるような書類は不要と考えて差し支えないかご確認させて頂ければと存じます。 2 入札後に必要な提出書類は、「入札参加資格(ホームページ上の3発注情報(2)入札参加資格)に適合していることを証明する書類」と理解しておりますが、参加資格それぞれについて具体的にどのような書類を想定されているかご教示頂けますでしょうか。もしフォーマットなどございましたら、ご提供をお願いできますでしょうか。	1. 入札書のみです。入札時に、内訳書提出の必要はございません。 2. 提出書類の具体例としては、主に以下のようなものを想定しています。税理士法人であることを確認できる書類(例:税理士法人届出書の写し等)、業務実績に関する資料(国際的な大規模イベントに関する業務実績、外国法人消費税申告支援業務の実績等が確認できる書類)等。 なお、各参加資格に対応する具体的な提出書類の内容や提出方法については、落札者決定後に個別にご案内予定です。
4		入札後に入札参加資格を確認するための『「3 発注情報(2)入札参加資格」に適合していることを証明する書類』とはどのような書類であるのかをご教示ください(例:公的な契約書類)。外国法人等に対する消費税確定(還付)申告書作成業務の実績につき、顧客名を開示することを懸念しております。	提出書類の具体例としては、主に以下のようなものを想定しています。税理士法人であることを確認できる書類(例:税理士法人届出書の写し等)、業務実績に関する資料(国際的な大規模イベントに関する業務実績、外国法人消費税申告支援業務の実績等が確認できる書類)等。 なお、各参加資格に対応する具体的な提出書類の内容や提出方法については、落札者決定後に個別にご案内予定です。 また、顧客名を開示することが難しい場合、実績等が確認出来れば、マスキング等の処理をした上でご提出いただいて問題ありません。
5		仕様書を入手していなくても入札可能でしょうか。	仕様の内容が分からなければ、入札金額を定めることは出来ないため、入札に参加は出来ません。